

議案説明書

教育部 学校教育課

提出議会：令和6年第5回定例会

1 案件名

議案第93号 財産の取得の追認について

2 概要

小学校の新教科書採択に伴う小学校教師用教科書・指導書の取得について、佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年佐野市条例第57号）第3条の規定により、議会の議決を経て取得すべきところ、これを経ずに取得したため、議会の追認の議決を求めるものです。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

教師用教科書・指導書の大規模な買入れは、原則として4年に1度実施されます。

前回の小学校の教科書採択（令和元年度に実施）に基づく令和2年度の小学校教師用教科書・指導書の購入では、取扱書店3者の中で2,000万円以上となる契約はなく、それ以前にもそうした契約はありませんでした。

しかし、今回、近年の物価高騰に伴う単価の増額等により、1件の契約価格が2,000万円以上となったが、消耗品については財産の取得として、議会の議決が必要となる事案との認識が不足していたため、事務手続の過誤が発生しました。

4 その他の事項

なし